



2026年6月18日

各位

会社名 キムラユニティー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 増田 賢宏  
(コード番号 9368 東証スタンダード・名証プレミア)  
問い合わせ先 取締役会・ガバナンス・IR部 小山 幸弘  
( TEL : 052 - 962 - 7053 )

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 31,200株
(3) 処分価額	1株につき860円
(4) 処分総額	26,832,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 6名 25,400株 当社の経営職 6名 5,800株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年6月22日開催の当社第51回定時株主総会において、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入をご承認いただいております。

また、当社は、2026年6月18日開催の当社第55回定時株主総会において、更なる企業価値向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること及び、現在の譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠(年額70百万円以内)を、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とした株式報酬制度として改めて設定することにつきご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社の各取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し2026年6月18日開催の当社第55回定時株主総会から2027年6月開催予定の当社第56回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬並びに、当社の経営職(以下、本議案において各取締役と総称して「対象者」という。)に対し2026年4月1日から2027年3月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当予定先である当社の取締役6名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び経営職6名(以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計26,832,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式31,200株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

## 割当契約の概要

### ① 譲渡制限期間

当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任する日（ただし、当該退任の日が2027年6月30日以前の日である場合には、2027年7月1日）までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社の経営職の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、2027年3月31日）まで継続して当社の取締役又は経営職のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社の経営職の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、2027年3月30日）までに当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任した場合には、2026年7月（割当対象者が当社の経営職の場合は、2026年4月）から割当対象者が当社の取締役及び経営職のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

### ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、東海東京証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2026年7月（割当対象者が当社の経営職の場合は、2026年4月）から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社臨時取締役会決議日の直前営業日（2026年6月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である860円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上